令和4年(行二)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件 被控訴人 国 外2名

証拠説明書(13)

2023年4月10日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟	代理人弁護士	平		裕	
同	弁護士	出	П	かお	の記憶
同	弁護士	井	桁	大	
同	弁護士	亀	石	倫	
同	弁護士	Ξ	宅	千	
司	弁護士	福	田	健	治學

甲	標目	作成	作成	
号証	(写/原本)	名義人	年月日	立証趣旨
121	意見書 (原本)	神大学教征及東大学准澤戸学研授雄び北学研教明大院究興・大院究授生学法科津・学法科堀	2023.4.4	・本件を対象では、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
122	大阪高判平成 14年7月3日 判 例 時 報 1801号38頁	判例時報 社	2003.1.11	自立支援金事業に係る要綱の平等審査 を行い、被災時から3年以上経過した日 を基準日とする世帯主被災要件には合 理性が認められないなどとした大阪高 判平成14年7月3日の事案、判旨等。
123	『 憲 法 I 基本権』 (写し) 	一橋大学 名誉教授 渡辺康行	2016.4.20	・日本の憲法の基本書でも、首尾一貫性の要請に基づく平等審査につき、「立法者は、どのような基本原則に従って法制度を形成するかについて、・・・一旦ある法制度の基本原則を選択した場合、そうである以上、その制度の基本原則を首尾一貫させなければならない。」と紹介されていること(86頁)。・立法者の首尾一貫性の要請は、すべての法領域で妥当すること(87頁)。等

甲	標目	作成	作成	Latina Ser. Inc.
号証	(写/原本)	名義人	年月日	立記趣旨
1 '	標目 (写/原本) 『憲法学のゆ くえ』(写し)	作義人多大院究山不成人多学研授彦	作成 年月日 2016.9.20	立証趣旨 ・首尾一貫性の要請が、日本の憲法解釈 ・首尾いての要請が、日本の憲法解釈 と(399頁参照)。 ・首尾のとのは、次のようなそれが、ない、では、でのようなそれがである。 ・首尾ののとのとのといいがないにないがある。としてでは、といいがないが、といいがある。といいがある。といいがは、といいができるが、は、別具体断を行っていいががでいる。といいがでは、といいが、といいがでは、といいが、といいが、といいが、といいが、といいが、といいが、といいが、といい
125	「平等取扱い	埼玉大学	2022.9.1	数重 (二次的裁重) は、既に行使された 一次的裁量の結果である基本決定と首 尾一貫するように行使されなければな らない (399~400 頁参照)。 等 ・首尾一貫性の要請が、日本の憲法解釈
125	の要請と行 政・立法の『自 己拘束』」 (法学セミナ ー812号77~ 82頁) (写し)	准教授 栗島智明		論においても紹介される概念であること。 ・学説上、首尾一貫性審査を行なった判例として、国籍法違憲判決(最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁)が挙げられること。
126	「特者統の法(釈説 法 性と と と は と は は に は に に な は に れ に に れ に に れ に に に に に に に に に に に に に	学習院大 学教授 村山健太 郎	2022.10.21	・警察庁の担当者が風営法上の「許可」が国家による公認を意味するという見解を述べているが、そのような見解が国会によっても承認されたという事実は認定されていないこと。 ・本件各不給付規程は、風営法の基本趣旨から逸脱したものであって、不合理な差別であり、平等原則に反するものであること。

甲	標目	作成	作成	立証趣旨
号証	(写/原本)	名義人	年月日	
127	「性風俗関連	広島大学	2023.3	・特定の政策を前提として特定業種のみ
	特殊営業に関	人間社会		に宛てて給付を検討する際とは異なり、
	するコロナ禍	科学研究		特定業種のみ給付しないという措置に
	に伴う国の事	科実務法		ついては、財政的理由は後退する可能性
	業者持続化給	学専攻		が髙く、給付行政であるから広い裁量が
	付金不給付を	(法科大		あるとのロジックは正当化されないこ
	めぐる司法審	学院)		と。
	査についての	教授		・「政治的」判断の尊重を裁量の考慮要素
	一考察-東京	新井誠		として真正面に取り込むと、生身の政治
	地裁令和 4			┃的判断が法的救済制度に入り込むこと ┃
	年6月30日			が予想され、高度な専門的技術判断によ
	判決を素材と			る「政策的」判断と、生身の権力による
	してー」			直感的な信条によるインスピレーショ
				ンがもたらす「政治的」判断は的確に認
				識し区別する必要があること。
				等
128	「性風俗営業	日本大学	2023.3.1	・本件で問題となった性風俗事業者に対
	に対する差別	法学部教		する持続化給付金等の不給付は、コロナ
	的取扱い」(法	授		禍で様々な事業者が営業にダメージを
	学セミナー	玉蟲由樹		負ったなかで行われた給付行政からの
	818 号 6~11			排除であったところ、その背後にあった
	頁)			のは、40年近く続く性風俗営業に対する
				差別的取扱いであること。
				・たとえ、社会の多数派が考える「正し
				い性のあり方」が存在するとしても、そ
				こから外れた職業を営む者を制度的に
				差別することは、法の下の平等に違反
				し、さらに、いわば「二級市民」扱いす
				ることは「個人の尊重」を掲げる憲法の
				理念に反すること。
				等

以上